

## 地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則の改正について ・・・「大田区補助金適正化方針」に基づく検証・見直し・・・

条例によるまちづくり協議会の支援事業は令和2年度で10年を経過し、「大田区補助金適正化方針」に基づき、支援実績や協議会の活動状況を踏まえた支援方法・助成内容の見直しを行い、令和5年4月の規則改正を目途に検討を進める。

### まちづくり協議会支援事業の条例での位置づけ

- 区民、事業者及び区の責務を明らかにし、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、地域力を生かした魅力あるまちづくりを推進する
  - 区民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、基本理念が目指すまちづくりに寄与するよう努めなければならない。
  - 区は、基本理念に掲げるまちの実現に向けて、区民のまちづくりへの参画の機会を広げるとともに、区民によるまちづくり活動を支援しなければならない。

#### 《大田区補助金適正化方針の要点》

- 1 補助金は、区の施策実現のための役割を担う
  - ◇客観的に見て公益上必要のあるものに限定
  - ◇公益性に加え、有効性、適格性を備えていることを基本
- 2 補助金事業の機会を捉えた検証・見直し
  - ◇補助目的の達成度等、状況の変化に合わせた見直し
  - ◇補助率の上限は原則補助対象経費の1/2
  - ◇補助対象とする経費区分の明確化
- 3 既得権化等へ対応するための補助期間の終期設定
  - ◇補助事業の補助期間の限度は5年を基本とし、事業の目的を達成した段階で廃止
  - ◇補助事業に終期を設定しない場合の明確な理由

#### 《協議会支援事業見直しの考え方》

- 協議会の活動が、区のまちづくりに関する地域別構想や課題別計画等（まちづくりの基本）の実現に寄与
  - 【協議会認定要件（条例第12条第1項第5号）】  
協議会が策定した地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針がまちづくりの基本と整合していること
- 本事業の継続、助成内容の目的に合わせた助成金額及び終期の設定
  - 【協議会支援方針】
    1. 協議会運営の継続及び自立・自律化に向けた支援
    2. 協議会単独での実施が困難な活動事業への支援
  - 区の責務に基づく協議会のまちづくり活動支援の継続
  - 支援実績を踏まえた協議会支援方針に基づく助成内容の再構築

## 《まちづくり協議会の助成に関する改正》

### 変更前

#### 規則第6条 運営経費の助成

経費項目	内容	限度額等
<b>運営経費</b>		<b>100,000円</b>
対象経費	会議費、消耗品費、通信運搬費、交通費、印刷製本費など	対象経費の1/2以内 10万円

#### 規則第7条 活動事業の助成

経費項目	内容	限度額等
<b>活動事業</b>		<b>1,000,000円</b>
計画事業	まちの課題解決のための具体的事業	活動限度額以内
活動支援	活動計画作成、計画事業に係る検討の進行、計画事業の進め方等への助言、議事録作成、活動報告書作成等の活動計画全体の進行管理	1会計年度につき 30万円
広報活動	まちづくりニュースの編集デザイン及び印刷、ホームページ等の活用等	1会計年度につき 10万円
講師招へい	1回単位で実施する講演会、勉強会等	1回につき5万円

### 変更後

経費項目	対象経費	限度額等
<b>運営経費</b>		<b>400,000円</b>
事務的経費	会議費、消耗品費、通信運搬費、交通費、印刷製本費など	対象経費の1/2以内 10万円
運営支援	活動計画・議事録・活動報告書作成、会計処理補助、委託以外の進め方の助言に係る経費	1～5年目 30万円 6～10年目 15万円

経費項目	対象経費	限度額等
<b>活動事業</b>		<b>700,000円</b>
計画事業	地区まちづくり構想の策定、まちの課題解決のための具体的事業、事業に係る講演会及び勉強会、視察等に係る経費	1事業、1会計年度 単位で3回を限度
広報活動	まちづくりニュースの編集・印刷、ホームページの活用等に係る経費	—

- ◎ 活動事業の「活動支援」は、会の運営に係る事務的業務であるため、運営経費助成の「運営支援」に組み替え、会の運営の自立を目指した支援として限度額を段階的に減額し、終期を設定
- ◎ 認定から10年以上の既存協議会は「運営支援」の助成期間が終了しているが、第6条第5項の規定を適用し、1会計年度ごとに助成の申請が可能
- ◎ 活動事業の助成は「協議会単独での実施が困難な活動事業への支援」として活動事業の区分を整理
  - ・ 「講師等の招へい」は、講演会及び勉強会として「計画事業」に吸収し、講師謝礼費は経費の扱いとする。
  - ・ 計画事業の助成期間（回数）を設定し、「助成対象計画事業企画書」により事業を管理する。
  - ・ 区分ごとの限度額は設定せず、助成金を効率的・効果的に活用する事業計画となるよう区職員がサポートする。

## 《その他規則改正の要点》

### ■ まちづくり活動の指針となる「地区まちづくり構想の策定」を新たに規定

#### 第5条の2（地区まちづくり構想の策定）

協議会は、地域の実情に応じた住み良いまちづくりを推進するため、地区まちづくり構想を策定するものとする。

- まちづくり構想（まちの将来像・基本目標・個別目標・取組事業）に基づく活動計画（実施計画、年度計画）を作成し、まちづくり活動を実践
- 地域周知により地域課題を共有し、活動への理解や協力を拡充

### ■ 前年度からの繰越金を考慮した助成金の交付

第7条第5項 助成額は1会計年度につき70万円以内とし、交付額は前年度収支における繰越金から会費収入を差し引いた額を助成の決定額から差し引いた額とする。1,000円未満の端数を切り捨てる。

- 前年度の繰越金のうち、1年分の会費収入を超える額を活動事業に充当できるものとして助成額から差し引いて交付
- 1年分の会費収入相当額の繰越金は、まちづくり活動のための財源として担保する

例 前年度繰越金：254,250円 前年度会費収入：150,000円  
 剰余金：254,250 - 150,000 = 104,250円

活動事業の助成申請額：700,000円 ⇒ 審査 ⇒ 助成決定額：700,000円  
 助成金交付額：700,000 - 104,250 = 595,750円 ⇒ 端数処理 ⇒ **595,000円**

前年度繰越金 254,250	
前年度会費収入 150,000	剰余金 104,250



助成決定額 700,000	
剰余金 104,250	<b>助成金交付額：595,000（端数切捨て）</b>

交付額：助成決定額から剰余金を差し引いた額

地区まちづくり協議会 助成対象計画事業企画書

計画事業名					
事業目的					
助成期間					
助成額	年度	年度	年度		
地区の将来像と目標					
区に関連施策					
事業概要					
事業スケジュール	令和 年度				
	令和 年度				
	令和 年度				
	令和 年度				
備考					

事業評価報告書

◇各年度の計画に対する進捗状況・実績、目的に対しての効果・達成状況等

年度	
年度	
年度	
年度	
年度	
総括	

## 地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則 改正案

新（2023.04.01）		旧（2021.04.01）																								
<p>（地区まちづくり構想の策定）</p> <p>第5条の2 協議会は、地域の実情に応じた住み良いまちづくりを推進するため、地区まちづくり構想を策定するものとする。</p>																										
<p>（協議会運営経費の助成）</p> <p>第6条</p> <p>4 運営経費の区分（以下「運営経費区分」という。）及び対象経費は別表第1のとおりとし、助成限度額等は別表第1の2のとおりとする。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、協議会は、運営経費区分のうち運営支援に関して、助成期間終了後も1会計年度ごとに助成の申請をすることができる。この場合において、助成限度額は15万円とする。</p> <p>6 区長は、前項の規定により助成の申請があったときは、審査会の審査を経て助成の決定を行うものとする。</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運営経費区分</th> <th>対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務的経費</td> <td>会議費、消耗品費、通信運搬費、交通費、印刷製本費等</td> </tr> <tr> <td>運営支援</td> <td>活動計画作成、議事録作成、活動報告書作成、会計処理等の補助、業務委託以外の計画事業の進め方等への助言に係る経費</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 備品購入費、飲食費（懇親会等を含む。）、活動事業に係る経費、事務所の借上げ経費、事務所の修繕費等は、対象外経費とする。</p> <p>別表第1の2（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運営経費区分</th> <th>助成限度額</th> <th>助成期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務的経費</td> <td>1会計年度の事務的経費の2分の1以内で10万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運営支援</td> <td>1会計年度につき30万円</td> <td>協議会の認定を受けた年度からその5年目の年度まで</td> </tr> <tr> <td>1会計年度につき15万円</td> <td>協議会の認定を受けた6年目の年度から10年目の年度まで</td> </tr> </tbody> </table>		運営経費区分	対象経費	事務的経費	会議費、消耗品費、通信運搬費、交通費、印刷製本費等	運営支援	活動計画作成、議事録作成、活動報告書作成、会計処理等の補助、業務委託以外の計画事業の進め方等への助言に係る経費	運営経費区分	助成限度額	助成期間	事務的経費	1会計年度の事務的経費の2分の1以内で10万円		運営支援	1会計年度につき30万円	協議会の認定を受けた年度からその5年目の年度まで	1会計年度につき15万円	協議会の認定を受けた6年目の年度から10年目の年度まで	<p>（協議会運営経費の助成）</p> <p>第6条</p> <p>4 助成額は、1会計年度の運営経費の2分の1以内で10万円を限度とし、対象経費は、別表1のとおりとする。</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象経費</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象経費</td> <td>会議費、消耗品費、通信運搬費、交通費、印刷製本費等</td> </tr> <tr> <td>対象外経費</td> <td>対象経費に係る役務の person 費、備品購入費、飲食費（懇親会等を含む。）、活動事業に係る印刷費、事務所の借上げ経費、事務所の修繕費等</td> </tr> </tbody> </table>		対象経費		対象経費	会議費、消耗品費、通信運搬費、交通費、印刷製本費等	対象外経費	対象経費に係る役務の person 費、備品購入費、飲食費（懇親会等を含む。）、活動事業に係る印刷費、事務所の借上げ経費、事務所の修繕費等
運営経費区分	対象経費																									
事務的経費	会議費、消耗品費、通信運搬費、交通費、印刷製本費等																									
運営支援	活動計画作成、議事録作成、活動報告書作成、会計処理等の補助、業務委託以外の計画事業の進め方等への助言に係る経費																									
運営経費区分	助成限度額	助成期間																								
事務的経費	1会計年度の事務的経費の2分の1以内で10万円																									
運営支援	1会計年度につき30万円	協議会の認定を受けた年度からその5年目の年度まで																								
	1会計年度につき15万円	協議会の認定を受けた6年目の年度から10年目の年度まで																								
対象経費																										
対象経費	会議費、消耗品費、通信運搬費、交通費、印刷製本費等																									
対象外経費	対象経費に係る役務の person 費、備品購入費、飲食費（懇親会等を含む。）、活動事業に係る印刷費、事務所の借上げ経費、事務所の修繕費等																									

新 (2023.04.01)	旧 (2021.04.01)																
<p>(協議会活動事業の助成)</p> <p>第7条</p> <p>4 活動事業の区分(以下「活動事業区分」という。)及び対象経費は、別表第1の3のとおりとする。</p> <p>5 助成額は1会計年度につき70万円以内とし、交付額は前年度収支における繰越金から会費収入を差し引いた額を助成の決定額から差し引いた額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>6 活動事業区分のうち計画事業の助成は、1事業当たり1会計年度を単位とし3回を限度とする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、協議会は、活動事業区分のうち計画事業に関して、前項の規定による助成限度の終了後も1会計年度ごとに助成の申請をすることができる。</p>	<p>(協議会活動事業の助成)</p> <p>第7条</p> <p>4 活動事業の区分(以下「活動事業区分」という。)及びその内容は、別表第1の2のとおりとする。</p> <p>5 助成額は、1会計年度につき100万円以内とし、活動事業区分ごとの対象経費及び限度額等は、別表第1の3のとおりとする。</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、計画事業に関して、協議会は、助成期間終了後も1会計年度ごとに当該期間の延長の申請をすることができる。</p>																
<p>別表第1の3 (第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="143 730 1070 970"> <thead> <tr> <th>活動事業区分</th> <th>対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画事業</td> <td>地区まちづくり構想の策定、まちの課題解決のための具体的事業、事業に係る講演会及び勉強会、視察等に係る経費</td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td>まちづくりニュースの編集デザイン及び印刷、ホームページ等の活用等に係る経費</td> </tr> </tbody> </table>	活動事業区分	対象経費	計画事業	地区まちづくり構想の策定、まちの課題解決のための具体的事業、事業に係る講演会及び勉強会、視察等に係る経費	広報活動	まちづくりニュースの編集デザイン及び印刷、ホームページ等の活用等に係る経費	<p>別表第1の2 (第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1146 730 2056 1088"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画事業</td> <td>まちの課題解決のための具体的事業</td> </tr> <tr> <td>活動支援</td> <td>活動計画作成、計画事業に係る検討の進行、計画事業の進め方等への助言、議事録作成、活動報告書作成等の活動計画全体の進行管理</td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td>まちづくりニュースの編集デザイン及び印刷、ホームページ等の活用等</td> </tr> <tr> <td>講師等の招へい</td> <td>1回単位で実施する講演会、勉強会等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	計画事業	まちの課題解決のための具体的事業	活動支援	活動計画作成、計画事業に係る検討の進行、計画事業の進め方等への助言、議事録作成、活動報告書作成等の活動計画全体の進行管理	広報活動	まちづくりニュースの編集デザイン及び印刷、ホームページ等の活用等	講師等の招へい	1回単位で実施する講演会、勉強会等
活動事業区分	対象経費																
計画事業	地区まちづくり構想の策定、まちの課題解決のための具体的事業、事業に係る講演会及び勉強会、視察等に係る経費																
広報活動	まちづくりニュースの編集デザイン及び印刷、ホームページ等の活用等に係る経費																
区分	内容																
計画事業	まちの課題解決のための具体的事業																
活動支援	活動計画作成、計画事業に係る検討の進行、計画事業の進め方等への助言、議事録作成、活動報告書作成等の活動計画全体の進行管理																
広報活動	まちづくりニュースの編集デザイン及び印刷、ホームページ等の活用等																
講師等の招へい	1回単位で実施する講演会、勉強会等																
	<p>別表第1の3 (第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1146 1120 2056 1417"> <thead> <tr> <th>活動事業区分</th> <th>対象経費</th> <th>限度額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画事業</td> <td>業務委託費等</td> <td>活動事業限度額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>活動支援</td> <td>業務委託費等</td> <td>1会計年度につき30万円</td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td>業務委託費等</td> <td>1会計年度につき10万円</td> </tr> <tr> <td>講師等の招へい</td> <td>講師謝礼費</td> <td>1回につき5万円</td> </tr> </tbody> </table>	活動事業区分	対象経費	限度額等	計画事業	業務委託費等	活動事業限度額の範囲内	活動支援	業務委託費等	1会計年度につき30万円	広報活動	業務委託費等	1会計年度につき10万円	講師等の招へい	講師謝礼費	1回につき5万円	
活動事業区分	対象経費	限度額等															
計画事業	業務委託費等	活動事業限度額の範囲内															
活動支援	業務委託費等	1会計年度につき30万円															
広報活動	業務委託費等	1会計年度につき10万円															
講師等の招へい	講師謝礼費	1回につき5万円															